

地元で挑戦する事業者や企業等を 応援します!

福島町では、「福島町チャレンジスピリット応援条例」「福島町地元企業雇用等促進条例」を制定し、令和2年4月1日より施行いたします。

「福島町チャレンジスピリット応援条例」は、新たに事業を開始するにあたり、必要な設備投資に対して町が支援することで、事業に挑戦する意欲を応援することを目的とし、事業を始める方や事業を引き継ぐ方（事業者）を対象とします。

「福島町地元企業雇用等促進条例」は町内の事業者が福島商業高等学校の卒業生や外国人技能実習生を雇用した際に助成を行い、雇用機会の拡大などを図るものです。

なお、この条例の施行に伴い、「福島町がんばる地元企業等応援条例」は廃止となります。

応援内容

○福島町チャレンジスピリット応援事業

①助成の条件

事業者が町内に企業施設を新設、増設、移転、更新、購入する場合で、**投資額の合計が50万円以上のものに対して助成**します。

※町外に投資を行う場合は対象外となります。

※リース契約は対象外となります。（残存価格による取得も同様に扱います。）

②助成額と期間

投資額の2分の1以内で、1年度300万円を上限とし、**助成期間は3年間**となります。

③助成の対象設備等

建物及びその付属施設、構造物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品

※備品等は**1点10万円以上**のもの、車両は事業用に使用するもの（トラック、油圧ショベル、ブルドーザ、観光バス、介護タクシー など）

※土地は**対象外**となります。

④審査

助成の可否は審査会を行い決定します。

※決定前の着手はできません。

○福島町地元企業雇用等促進事業

(1) 福島商業高校新卒者雇用奨励助成金

①助成の条件

事業者や社会福祉法人などが**北海道福島商業高等学校の新卒生**を雇用した場合、助成します。（社会保険等に参加していることが条件となります。）

②助成額と期間

雇用者1人当たり賃金支払総額の2分の1以内で1年度100万円を上限とし、**助成期間は3年間**となります。

(2) 外国人技能実習生受入助成金

①助成の条件

外国人技能実習制度による**技能実習生を受け入れる事業者**に対して助成します。

②助成額と期間

技能実習生1人あたり**1年度15万円**で、同一の実習生につき**3年間助成**します。

（裏面につづく）

○事業の対象者について

①チャレンジスピリット応援事業

下表の条件に該当する個人事業主、もしくは法人で、町税や使用料等の滞納がない方

※風俗営業は対象外となります。

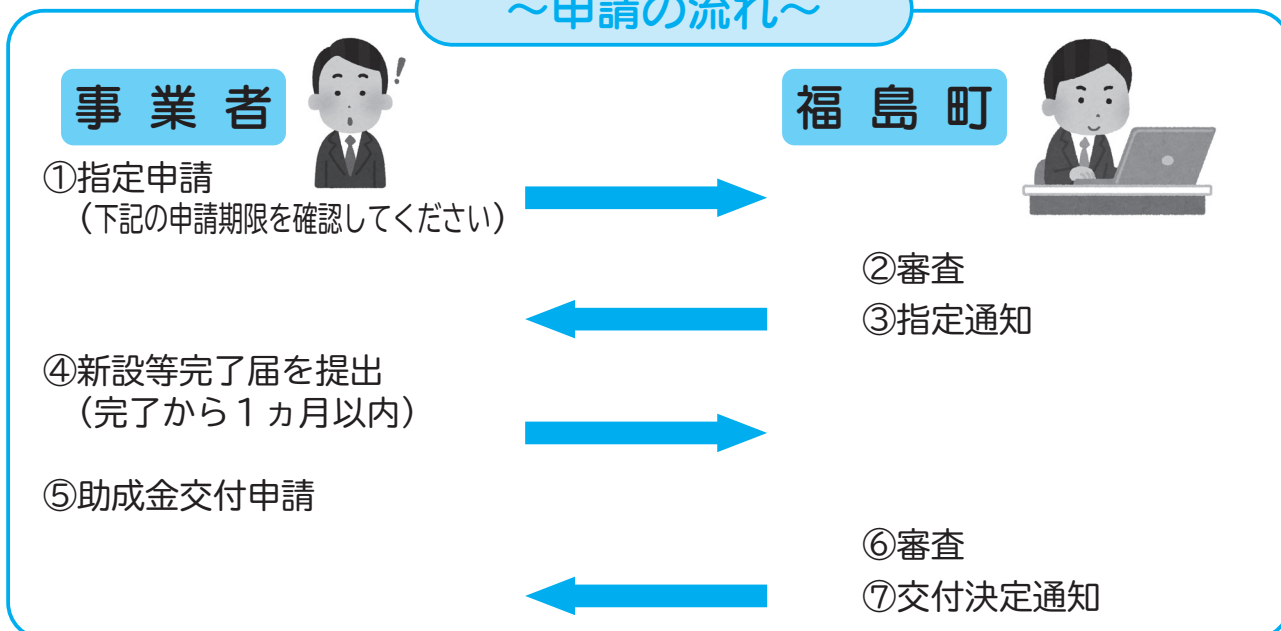
個人事業主（第1次産業を含む）の場合	法人の場合
町内に住所を有する、もしくは移す予定の方で次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・新たに事業を開始する方 ・新たな業種に転業する方 ・すでに営まれている事業を継承する方 	町内に法人登録をしている（する予定の）法人か、町内に事業所を有している（有する予定の）法人で次のいずれかに該当する法人 <ul style="list-style-type: none"> ・新たに事業を開始する方 ・新たな業種に転業する方

②福島町地元企業雇用等促進事業

町内に住所、あるいは事業所等を有する個人事業主、もしくは法人で、町税や使用料等の滞納がない方

※風俗営業は対象外となります。

～申請の流れ～



○申請書の提出期限

	指定申請の期限	交付申請の期限
チャレンジスピリット応援事業	新設等に着手しようとする日の1ヵ月前から1週間前まで ※着手後の申請はできません。 ※最終提出期限は2月末日となります。	新設等完了届を提出した翌日から1ヵ月以内
福島商業高校新卒者雇用奨励金	雇用した日の翌日から2ヵ月以内	雇用した事業年度の終了から1ヵ月以内 ただし、2年目以降は、事業年度終了日の翌日から1ヵ月以内
外国人技能実習生受入助成金	外国人技能実習生を受け入れた翌日から2ヵ月以内	実習期間1年が経過した翌日から1ヵ月以内

申請のご相談、制度についてご不明な点がございましたら、下記までご相談ください。

お問い合わせ先 福島町役場 企画課 企画係 ☎0139-47-3007